

- 同封の返信用封筒を使用し、令和7年3月17日までに郵送で申告してください。
- 封をする前に、申告書の記入漏れ及び必要書類（身元確認書類、源泉徴収票、各種控除の証明書等）の添付漏れがないか確認してください。
- 扶養親族等が記入されていない、必要書類が添付されていない場合は控除の適用が受けられません。ご了承ください。
- 提出された申告書の控えが必要な場合は宛先を記載し、切手を貼った返信用封筒を同封してください。
- 提出された資料は返却しません。資料を手元に保管したい場合は事前にコピーをしてから資料を送付してください。

スタート

令和 6 年 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までの状況

□ 給与収入がある方 ➡ **A**

□ 収入がない方 ➡ **B**

□ 公的年金収入がある方 ➡ **C**

□ 上記以外（事業・不動産など）の収入がある方 ➡ **D**

A

下記のいずれかに該当する

- ・勤務先で年末調整をしていない（※1）
- ・2ヵ所以上で給与収入がある
- ・給与収入 2,000 万円を超える

はい ➡ ③

いいえ ➡

給与以外の所得がある

はい ➡

いいえ ➡

給与以外の所得が 20 万円を超える

はい ➡ ③

いいえ ➡ ②

源泉徴収票等に含まれていない所得控除を追加する（※2）

はい ➡

いいえ ➡ ①

住宅ローン控除がある

はい ➡ ③

いいえ ➡

源泉徴収票に記載のある「源泉徴収税額」が 0 円

はい ➡ ②

いいえ ➡ ③

B

市内に住民登録のある親族が年末調整や確定申告、市民税・県民税申告であなただけを扶養親族として申告している

はい ➡ ①

いいえ ➡ ②

C

公的年金以外の所得がある

はい ➡

いいえ ➡

年金以外の所得が 20 万円を超える

はい ➡ ③

いいえ ➡ ②

公的年金収入の合計額が 400 万円を超える

はい ➡ ③

いいえ ➡

源泉徴収票に含まれていない所得控除を追加する（※2）

はい ➡ ② ☆

いいえ ➡ ①

☆源泉徴収税額がある場合は確定申告をすることで源泉徴収税額が還付になる場合があります。

D

所得金額（収入－経費）が所得税の所得控除の合計額より大きい

はい ➡ ③

いいえ ➡ ②

結果

①申告の必要はありません

②市・県民税の申告が必要です

③所得税の確定申告が必要です

(※1) 現在の勤務先で退職した勤務先の分を含めて年末調整している場合は該当しません。

(※2) 医療費控除、社会保険料控除（納付書等で納付した国民健康保険税、後期高齢医療保険料、介護保険料等）、生命保険料控除等。

- 共通して提出が必要なもの
 - 令和7年度（令和6年分）市・県民税申告書
 - 個人番号確認書類の両面コピー（マイナンバーカード等）又は、身元確認書類のコピー（運転免許証、健康保険証等）
- 収入・所得を証明する書類（令和6年1月1日から12月31日までに支払いを受けたもの）
 - 給与や、公的年金等の源泉徴収票
 - 事業収入や個人年金、報酬等の収入、経費が分かる書類
- 控除を証明する書類（令和6年1月1日から12月31日までに支払ったもの）
 - 「社会保険料」の支払い金額がわかるもの（国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料等の納付確認書・控除証明書）
 - 「生命保険料」・「地震保険料」の控除証明書
 - 「寄附金」の受領証明書や寄附したことがわかる証明書（ふるさと納税等）
 - 「医療費控除」の明細書又は「セルフメディケーション税制」の明細書 ※領収書の添付は不要です。
※医療費通知に記載された事項の内容を省略して記載する場合は、医療費通知を添付してください。
 - ※セルフメディケーション税制の明細書には、健康の保持増進及び疾病の予防への取組みの証明書を添付してください。
 - 「障害者手帳」のコピー（等級が記載されたページ）もしくは「障害者控除対象者認定書」
 - 「勤労学生控除」を証明する、学生証などのコピーや学校に所属していることが分かる証明書

●住所・氏名・電話番号を記入し、「2 提出するもの」に記載されている提出書類を返信用封筒に同封して、郵送してください。

●寡婦（申告書⑱）・ひとり親（申告書⑲）・障害者（申告書㉑）・配偶者（申告書㉒・㉓）・扶養親族（申告書㉔）の人的控除については、源泉徴収票に記載があっても、必ず記入してください。（記入がない場合、扶養を外す意思があると判断します。）

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

氏 名

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいたします。
(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額(自己負担額)(注)	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険(高額療養費など)などで補てんされる金額
円	㊦ 円	㊧ 円

(注) 医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。

「領収書 1 枚」ごとではなく、
「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

[illegible]

2 の 合 計	㊦	㊧
---------	---	---

医 療 費 の 合 計	A	(㉔+㉕) 円	B	(㉑+㉒) 円
-------------	---	---------	---	---------

支払った医療費	(合計)	円	A	←	
保険金などで補てんされる金額			B		
差引金額 (A - B)	(マイナスのときは0円)		C	申告書第一表の「所得金額等」の合計欄の金額を転記します。 (注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。 ・退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額 ・ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額 (特別控除前の金額) なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の②の金額を転記します。	
所得金額の合計額			D		
□ × 0.05	(赤字のときは0円)		E		
□と10万円のいずれか少ない方の金額			F		
医療費控除額 (C - F)	(最高200万円、赤字のときは0円)		G		← 申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

【⑬～⑰所得から差し引かれる控除】

令和6（1月～12月）にお支払いされた金額を該当項目ごとに記載してください。

『⑬医療費控除』 ※【1】か【2】のどちらかが適用となります。併用はできません。

・医療費控除の明細書又はセルフメディケーション税制の明細書を自身で作成し、必ず添付してください（領収書の添付は不要です。）。

【1】医療費控除

・前年中（1月1日から12月31日まで）に支払った医療費の合計額から保険金などで補填される金額を差し引いた金額が、所得200万円以上の方は10万円（所得200万円以下の方は合計所得金額の5%）を超える場合に受けることができます。

◆医療費通知（医療費のお知らせ）を利用する場合

1.医療費通知に記載された事項

(1) 医療費通知に記載された医療費の額（自己負担額）(5%)	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補填される金額
円	円	円

◆領収書等を利用して記載する場合

「医療を受けた方」、「病院等」ごとに領収書に記載のある金額の合計を記入してください。

2.医療費（上記1）以外の明細

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (1)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補填される金額
桶川 花子	××クリニック	☐ 診療・治療 ☐ 医薬品購入 ☐ 介護保険サービス ☐ その他の医療費	〇〇〇〇 円	△△ 円
桶川 太郎	〇〇病院	☐ 診療・治療 ☐ 医薬品購入 ☐ 介護保険サービス ☐ その他の医療費	〇〇〇〇 円	△△ 円

※医療費通知（医療費のお知らせ）の原本を添付し、「1.医療費通知に記載された事項」に必要な事項を記載することで、「2. 医療費（上記1）以外の明細」の記載を省略することができます。

【2】セルフメディケーション税制による医療費控除の特例

・健康の保持増進及び疾病予防として一定の取組を行っており、対象の医薬品などを購入する際に、前年中（1月1日から12月31日）に支払った金額が12,000円を超える場合に受けることができます。

『⑭社会保険料控除』

・あなたが前年中に支払った社会保険料が控除されます。

（国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料等）

『⑮小規模企業共済等掛金控除』

・小規模企業共済法に規定された共済契約掛金、確定拠出年金法の個人型年金の加入者掛金等の金額が控除されます。

『⑯生命保険料控除』

・あなたや親族を受取人とする一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料を支払った場合に控除されます。

（新契約）新生命保険・新個人年金・介護医療保険（※介護保険料とは異なります。）

（旧契約）旧生命保険・旧個人年金

『⑰地震保険料控除』

・住宅、家財等の地震保険料、長期損害保険料（※）の一部が控除されます。

※平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については、従前の損害保険料控除が適用されます。

【⑬～⑳本人・配偶者・扶養親族等の人的控除】

氏名・生年月日・各種必要事項を記載してください。

『㉑寡婦控除』（該当する場合は☑を入れてください。）

・所得500万円以下の方で、下記のいずれかに該当する者が控除されます。

（世帯内に未届の夫がいる場合は不可）

配偶者との関係	扶養の有無
死別（生死不明）	扶養親族無
死別（生死不明）離婚	扶養親族有

『㉒ひとり親控除』（該当する場合は☑を入れてください。）

・所得500万円以下の単身者で、婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子（合計所得金額48万円以下）を有する者が控除されます。（世帯内に未届の夫、妻がいる場合は不可）

『㉓障害者控除』（該当者の氏名、手帳の種類、等級を記入してください。）

※令和6年12月31日現在の状況で記入してください。

・あなたや控除対象配偶者、扶養親族のうち、障害者に該当する方がいる場合に控除されます。

・障害者のうち、特に重度の障害がある場合は「特別障害者」に該当し、「特別障害者」と同居している場合は「同居特別障害者」に該当します。

『㉔㉕配偶者控除、配偶者特別控除、同一生計配偶者』

次の1～3のいずれかに該当する場合は、配偶者氏名、生年月日及び個人番号を記入してください。

【1】配偶者控除

昨年中のあなたの合計所得金額が1,000万円以下で、かつ生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合

※他の方の扶養親族になっている方や事業専従者は除きます。

【2】配偶者特別控除

昨年中のあなたの合計所得金額が1,000万円以下で、かつ生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合

【3】同一生計配偶者

昨年中のあなたの合計所得金額が1,000万円超の場合

令和 年度(令和 年分) 市・県民税 申告書

桶川市長あて

受付印

1月1日現在の住所	桶川市泉1丁目3番28号		
フリガナ		屋 号	
		(自営の場合)	
氏 名	桶川 一郎		(048)
生年月日	大 昭 平 令 38 年10月10日		786-3211
個人番号	7	8	9 1 3 4 5 6 7 8 9 1

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

セルフメディケーション税制を適用する場合はチェック（☑）してください。

⑬ 医療費控除	支払った医療費	保険金等補填額	差 引 額 (415)
	250,000 円	50,000 円	200,000 円
	☑ セルフメディケーション税制		
⑭ 社会保険料控除	社会保険料の種類	支払った保険料	
	国民健康保険	70,000 円	
	介護保険料	34,000 円	
	合 計	104,000 円	
⑮ 小規模企業共済等掛金控除	円		
⑯ 生命保険料控除 (支払額)	新生命保険料の計	円	旧生命保険料の計
	30,000 円	円	80,000 円
	新個人年金保険料の計	円	旧個人年金保険料の計
	円	円	円
⑰ 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	
	50,000 円	円	

1 収入金額

2 所得金額

4 所得から差し引かれる金額

この部分は記載しないでください

源泉徴収票 貼付場所

17 前年中収入がなかった方等の記入欄

1 遺族年金で生活していた。

2 障害年金で生活していた。

3 生活保護法による生活扶助を受けていた。

4 住所

5 氏名 続柄

6 その他(昨年の生活状況を記入ください。)

【収入について】

①～③ 営業等、農業、不動産所得がある方

・裏面「8 事業所得・不動産所得に関する事項」に必要な事項を記入してください。

・事業専従者がいる場合は「10 事業専従者に関する事項」に専従者の情報を記入してください。

8 事業所得・不動産所得に関する事項

10 事業専従者に関する事項

7 給与所得の内訳 (源泉徴収票がない場合)

9 雑所得 (公的年金等を除く) に関する事項

その他の所得

・国外銀行の利子所得や配当所得、総合譲渡所得、一時所得などがある場合は各種証明書を提出してください。

⑫雑損控除

【提出書類】災害関連支出等に係る領収書、保険金等で補填される金額が分かる書類

・災害又は盗難若しくは横領について損害等を受けた場合は、一定の金額の所得控除を受けることができます。裏面「11 雑損控除に関する事項」に必要な事項を記入してください。

・控除額は「損失額（保険金等で補填された金額を除く）－総所得金額等の10分の1」と「損失額（保険金等で補填された金額を除く）のうち災害関連支出の金額－5万円」で算出された金額のうちいずれか多い方の金額が控除されます。

⑫勤労学生控除

【提出書類】学生証、学生であることが証明できる書類

・給与所得等の合計所得金額が75万円以下（給与所得以外の所得が10万円以下）である勤労学生が受けることができる控除です。裏面「12 勤労学生控除に関する事項」に必要な事項を記入してください。

【15 寄附金に関する事項】

・公益社団法人・認定特定非営利活動法人・政党等寄附金やふるさと納税等の控除を受ける場合は、裏面「15 寄付金に関する事項」に記載事項を記入してください。※記載方法が不明な場合は受領証明書や寄附したことがわかる証明書を添付してください。

15 寄附金に関する事項

【扶養者が国外にいる場合】

【提出書類】親族関係書類、送金関係書類、その他書類（留学ビザ等）

・国外に扶養者がいる場合は下記条件に該当する者のみ扶養控除が受けられます。「6. 国外の扶養親族などに関する事項」に氏名を記入し、留学・障害・送金のいずれか該当するものに☑を入れてください。

① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者

② 障害者

③ 居住者からその年において生活費又は養育費として年38万円以上支払いを受けている者

16歳以上 30歳以上70歳未満

①留学

②障害者

③38万円以上の支払